

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2026年5月19日

【会社名】 株式会社メディカルー光グループ

【英訳名】 Medical Ikkou Group Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 南野 利久

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 三重県津市西丸之内36番25号

【縦覧に供する場所】 株式会社メディカルー光グループ 東京支店
(東京都港区六本木一丁目4番5号 アークヒルズサウスタワー3階)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 南野利久は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年2月28日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす全社的な内部統制の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社9社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、連結子会社3社については、金額的及び質的影響並びにその発生可能性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲について、当社グループは中期経営計画の中で業績目標の一つとして売上高を設定しており、事業拠点の重要性を判断する指標として、売上高が適切であると判断し、全社的な内部統制の評価が良好であることを踏まえ、前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去前）のおおむね3分の2程度に達している株式会社メディカル光を「重要な事業拠点」としております。評価範囲に含まれない事業拠点については、金額的及び質的影響並びにその発生可能性が僅少であることを確認しております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、調剤薬局事業、医薬品卸事業により多額に計上される売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。また、選定した重要な事業拠点にかかわらず、当社グループにおける主力事業の一つであるヘルスケア事業の連結子会社3社の業務プロセス（販売、人件費）、及び、投資事業の連結子会社1社の業務プロセス（投資有価証券）を評価対象に追加しております。さらに、すべての事業拠点について、リスクが大きい取引を行っている業務に係る業務プロセス（仕入債務計上）及び見積りや経営者による予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス（減損会計、税効果会計、のれんの評価）をそれぞれ財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。